

国民健康保険料について

1. 税金の申告で国民健康保険料は次のように決まります (2009年6月現在)
ただし、2010年6月の算定でまた変わります。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
平等割	34,464 円	10,387 円	7,191 円	
均等割	19,880 円×人数	5,992 円×人数	5,771 円×人数	
所得割	(所得-33万) ×7.9%	(所得-33万) ×2.6%	(所得-33万) ×1.7%	
合計				
最高	47万円	12万円	10万円	69万円

65歳以上の介護保険料は9ページ参照

2. 高すぎる国保料の減免制度

<法定軽減> 平等割と均等割が減額されます。

世帯人数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円	なし	68万
2人		57万5千円	103万
3人		82万円	138万
4人		106万5千円	173万
・ ・		1人増すごとに 24万5千円	1人増すごとに 35万円

※ 年金所得の場合は15万円を差し引いたあとで判定

<申請減免> ★ 3割減免は8月31日までに申請が必要です

世帯数	3割減免 (申請が必要)
1人	61万
2人	89万
3人	117万
4人	145万

<所得割の減免>

営業不振・失業などで本年の見込み所得が前年比で
30%以上減少した場合、所得割が減免されます

所得割額の減免率

		前年中の所得（単位万円）										
		150 以下	200 以下	250 以下	300 以下	350 以下	400 以下	450 以下	500 以下	550 以下	600 以下	600 超
所得 減少 率 %	100	100	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55
	90以上	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50
	80以上	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	70以上	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40
	60以上	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35
	50以上	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30
	40以上	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25
	30以上	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20

※ 所得制限があります。世帯全員の所得金額の合計が800万円以下の世帯。

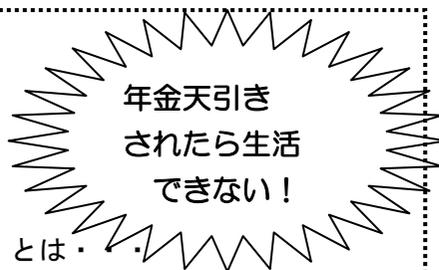
3. 災害にあわれた方の減免

震災・風水害・火災にあわれた方に被害の状況に応じて減免されます（り災証明書等が必要）

65歳以上74歳未満の国保料が年金から天引きに

分納している人は

除外申請を行いましょ



◆国保料が年金から天引きされる対象者（特別徴収対象者）とは・

世帯内の国保加入者 全員が65才以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主は除く）で、
下記の①、②をとともに満たす者

①年額18万円以上の年金を受給していること

②国保保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えていないこと

◆特別徴収の判定例

例1 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳 →特別徴収

例2 世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳 →普通徴収

例3 世帯主（後期高齢、擬制世帯主）78歳、妻（国保）68歳 →普通徴収

例4 世帯主（社保、擬制世帯主）72歳、妻（国保）68歳 →普通徴収

例5 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳 →普通徴収

例6 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（社保）40歳 →特別徴収

◆誕生月の半年後から年金天引きになるので、誕生月を迎えたら除外申請をしましょう。